

パブリックコメント概要書

多治見市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱の制定について

1. 趣旨

多治見市指定給水装置工事事業者に対し、行政指導体制の強化・充実化を図る目的で処分等に関する要綱を制定するもの。

2. 処分要綱の概要

- (1) 違反行為の内容により、3点～15点の違反点数を設定。
- (2) 累積点数9点以上で指定効力の停止又は取消し。

	違反点数	停止期間
指定効力停止	9点	120日
	12点	180日
指定取消し	15点	2年間

【違反行為及びその点数】

(1) 違反点数15点（取り消し）

- ①指定の要件に適合しなくなったとき。
- ②給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしなかったとき。
- ③完成検査の指摘事項があった場合の処理に応じなかったとき。
- ④施工上の安全管理を怠り、公衆又は工事関係者に死亡者を生じさせ、過失の度合いが重度のもの。
- ⑤給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- ⑥施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又与える恐れが大きいとき。
- ⑦不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。
- ⑧水道法施行令及び省令に適合しない給水装置を設置したとき。
- ⑨無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。

(2) 違反点数12点（指定効力の停止180日）

- ①道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。

(3) 違反点数9点（指定効力の停止120日）

- ①施工上の安全管理を怠り、公衆又は工事関係者に死亡者を生じさせ、過失の度合いが重度でないもの。
- ②給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。
- ③指名した給水装置工事主任技術者に施行した工事ごとに工事記録を作成させない、又は3年間保存しなかったとき。

(4) 違反点数6点

①施工上の安全管理を怠り、公衆又は工事関係者に負傷者（重症）を生じさせた場合。

(5) 違反点数3点

①施工上の安全管理を怠り、公衆又は工事関係者に負傷者（全治1箇月以上の入院加療を必要とする場合）を生じさせた場合。

②事業所の名称及び所在地の変更をしない場合。休止、廃止、再開を届け出ない又は虚偽の届出をしたとき。

③管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成后管理者の検査を受けなかったとき。

④工事の施行にあたり、適切に作業できる技能者を従事、あるいは監督として配置させないとき。

⑤給水装置の検査の際、管理者の求めに対し正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立会わせないとき。

⑥給水装置主任技術者が2つ以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。